

令和 7 年（2025年） 4 月 1 3 日執行

宝塚市議会議員補欠選挙

公 費 負 担 の 手 引 き

選挙運動用自動車の使用の公営

選挙運動用ポスターの作成の公営

選挙運動用ビラの作成の公営

宝塚市選挙管理委員会

事務局（電話）0 7 9 7 - 7 7 - 2 0 3 2

候補者のみなさんへ

この手引は、「宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」、「宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」及び「宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」の規定に基づいて、選挙運動の費用の一部を公費負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により間違いのないように、手続を行ってください。

◎ 注 意

1. 候補者が「供託物」を没収された場合には、宝塚市に対して支払を請求できません。
2. 支払の請求は、選挙期日後、速やかに行ってください。（事業者等へのお支払いは、請求書を提出されてから2か月程度の期間を要します。）

第1章 公費負担制度の概要

この制度は、宝塚市議会議員選挙及び宝塚市長選挙において、候補者と業者等との間に締結された「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、宝塚市が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

この制度の適用を受けるためには、次の点に注意してください。

I 必ず有償契約を締結しなければならないこと。

この制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、市選挙管理委員会（以下、「市選管」と言う。）に届け出なければなりません。

なお、無償の場合は公費負担の対象とはなりません。

II 公費負担の額には、全て一定の限度があること。

公費負担の限度額には、個々の契約ごとの限度額と候補者一人当たりの制限額（法定選挙運動費用額）が定められています。条例に定める金額は公費負担の限度額であり、一律にこの金額が支払われる訳ではありません。契約金額が限度額以下の場合は、当該契約金額が公費負担の対象となり、また、契約金額が限度額を超える場合は、その超えている金額については候補者の負担となります。制限額を超える額についても、公費負担の対象とはなりません。

（7ページ 「公費負担の対象とその限度額」参照）

III 必ず所定の手続きをしなければならないこと。

この制度の適用を受けるためには、必ず所定の手続きをしなければなりません。

（8ページ 「公費負担の手続き図」参照）

IV 候補者に係わる供託物が没収されないこと。

候補者に係わる供託物が没収された場合は、公費負担の対象とはなりません。

第2章 公費負担の手續について

1 有償契約の締結と届出

① 届出の時期

立候補の届出前に契約を締結された場合は立候補の届出時に、立候補の届出後に契約を締結された場合は、契約締結後直ちに届け出てください。

② 届出者

この制度の適用を受けようとする候補者が、市選管に届出をしなければなりません。

③ 選挙運動用自動車の使用に関する契約

「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」があり、候補者において選択することになります。

「一般運送契約」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハ）との契約でなければなりません。【ハイヤー・タクシー等の使用契約をいいます。】

「一般運送契約以外の契約」とは、自動車の借入れ（レンタカー等）、燃料の供給、運転手の雇用のそれぞれ個別に契約することをいいます。

なお、この場合、契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。【例：生計を一にする親族が所有するマイカーを借りる場合は、公費負担の対象とはなりません。】

＜契約書見本・記載例＞

一般運送契約		10ページ参照
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ	17ページ参照
	燃料の供給	18ページ参照
	運転手の雇用	19ページ参照

④ 選挙運動用ポスターの作成に関する契約

ポスターの作成を業とする者（ポスター作成業者）との契約が公費負担の対象となります。ポスター作成業者との契約においては、ポスターの企画や写真撮影に要する費用を含めて契約するようにしてください。（契約書見本・記載例 35ページ参照）

⑤ 選挙運動用ビラの作成に関する契約

ビラの作成を業とする者（ビラ作成業者）との契約が公費負担の対象となります。ビラ作成業者との契約においては、ビラの企画や写真撮影に要する費用を含めて契約するようにしてください。（契約書見本・記載例 41ページ参照）

※ 契約書の内容としては、契約の当事者・契約期間・契約数量・契約単価・契約金額等の他、候補者と契約業者等との契約意思が書面上明示されていることが必要です。

特に、燃料販売店の店長等の場合は契約の権限を有していないことがありますので注意してください。

④ 必要書類

契約届出書に契約書の写しを添付して届出してください。

＜契約届出書見本・記載例＞

一般運送契約	1 1 ページ参照
一般運送契約以外の契約	2 0 ページ参照
選挙運動用ポスターの作成	3 6 ページ参照
選挙運動用ビラの作成	4 2 ページ参照

2 確認申請

一般運送契約以外の契約による場合の「選挙運動用自動車燃料代」、「ポスター作成業者との契約での選挙運動用ポスター作成枚数」及び「ビラ作成業者との契約での選挙運動用ビラ作成枚数」については、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、「確認申請」が必要です。

① 申請者

候補者又は代理人が市選管に直接持参してください。

確認申請は、契約届出をしたものに限られます。また、この申請は契約業者ごとに行いますが、それぞれの確認申請書には既に確認を受けた（又は、確認中のもの）燃料代の金額、ポスターの枚数及びビラの枚数の累計（その候補者に係る金額又は枚数の累計で、各契約業者ごとの累計ではありません。）を記載する必要がありますので、確認申請書の写し又は控えを保管しておいてください。

＜確認申請書見本・記載例＞

選挙運動用自動車燃料代確認申請書※	2 2 ページ参照
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	3 7 ページ参照
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	4 3 ページ参照

※選挙運動用自動車については、選挙運動用自動車燃料代以外の確認申請は不要です。

② 確認書の受領、送付

確認申請に対して、市選管は公費で負担される金額を確認した確認書を交付します。確認書は、直ちに候補者から契約業者等に渡してください。契約業者等が宝塚市に費用を請求する際、請求書に添付する必要があります。

3 証明書の交付

① 作成時期

契約の履行完了後、又は契約期間終了後に作成します。

② 証明書の作成者

候補者が各契約ごとに1部作成し、契約業者等に渡してください。契約業者等が宝塚市に費用を請求する際、請求書に添付する必要があります。

< 証明書見本・記載例 >

ア 選挙運動用自動車の使用

一般運送契約		1 3 ページ参照
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ	2 3 ページ参照
	燃料の供給	2 5 ページ参照
	運転手の雇用	2 7 ページ参照

※燃料の供給に係る証明書には、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際受領したものの写しを添付してください。

イ ポスター・ビラの作成

選挙運動用ポスター	3 8 ページ参照	選挙運動用ビラ	4 4 ページ参照
-----------	-----------	---------	-----------

4 費用の請求

① 請求の時期

選挙期日後、当該候補者が供託物を没収されないことを確認した後、契約届出から証明書の交付までの事務が完了したとき

② 請求者

契約事業者等が各契約ごとに1部作成し、市選管に請求書を提出します。

< 請求書見本・記載例 >

ア 選挙運動用自動車の使用

一般運送契約		1 5 ページ参照
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ	2 9 ページ参照
	燃料の供給	3 1 ページ参照
	運転手の雇用	3 3 ページ参照

※燃料の供給に係る請求書には、確認申請と同様の給油伝票の写しが必要です。

イ ポスター・ビラの作成

選挙運動用ポスター	3 9 ページ参照	選挙運動用ビラ	4 5 ページ参照
-----------	-----------	---------	-----------

③ 添付書類

候補者から交付される確認書（燃料代・ポスター・ビラ作成のみ）及び証明書を添付してください。

5 費用の支払

宝塚市からの支払は、口座振替により行いますので、請求書は正確に記載するように契約業者等に周知してください。

6 収支報告書への計上

主として選挙運動のために使用する自動車のために要した支出は、公職選挙法第197条第2項の規定により選挙運動費用とみなされないことになっています。

選挙運動用ポスター作成費及び選挙運動用ビラ作成費については、公費負担によって無料で作成した場合も計上します。

第3章 公費負担の対象とその限度額

※ 限度額は、いずれも消費税を含む額

1 選挙運動用自動車の公費負担の対象とその限度額

	公費負担の対象	公費負担の限度額
1 一般運送契約 (タクシー等 利用)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日については、1台に限る。)	各日について、 64,500円
2 上記以外の契約	ア 自動車借入契約(レンタル等) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日については、1台に限る。)	各日について、 16,100円
	イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 ※選挙運動期間内のみ対象	7,700円 ×選挙運動の日数
	ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計(同一の日について、1人に限る。)	各日について、 12,500円
注 ① 1の契約と2の契約とは、1日につき一方を選択してください。 ② 2の契約を選択した場合、契約の相手方が生計を一にする親族であるときは、その者が当該契約に係わる業務を業として行う者に限ります。 ③ 選挙運動期間中、1の契約を選択した日は、2の契約の計算上、選挙運動期間から除かれます。		

2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象	公費負担の限度額
当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(公営ポスター掲示場数)を乗じて得た額	$\text{単価} = \frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ $\text{限度額} = \text{単価} \times \text{ポスター掲示場数}$
令和7年1月現在における計算では、次のとおりとなります。 $\text{単価} = \frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times 439 \text{ 箇所}}{439 \text{ 箇所}} = 1,262 \text{ 円 (1円未満切り上げ)}$ $\text{限度額} = 1,262 \text{ 円} \times 439 \text{ 箇所} = \mathbf{554,018 \text{ 円}}$	

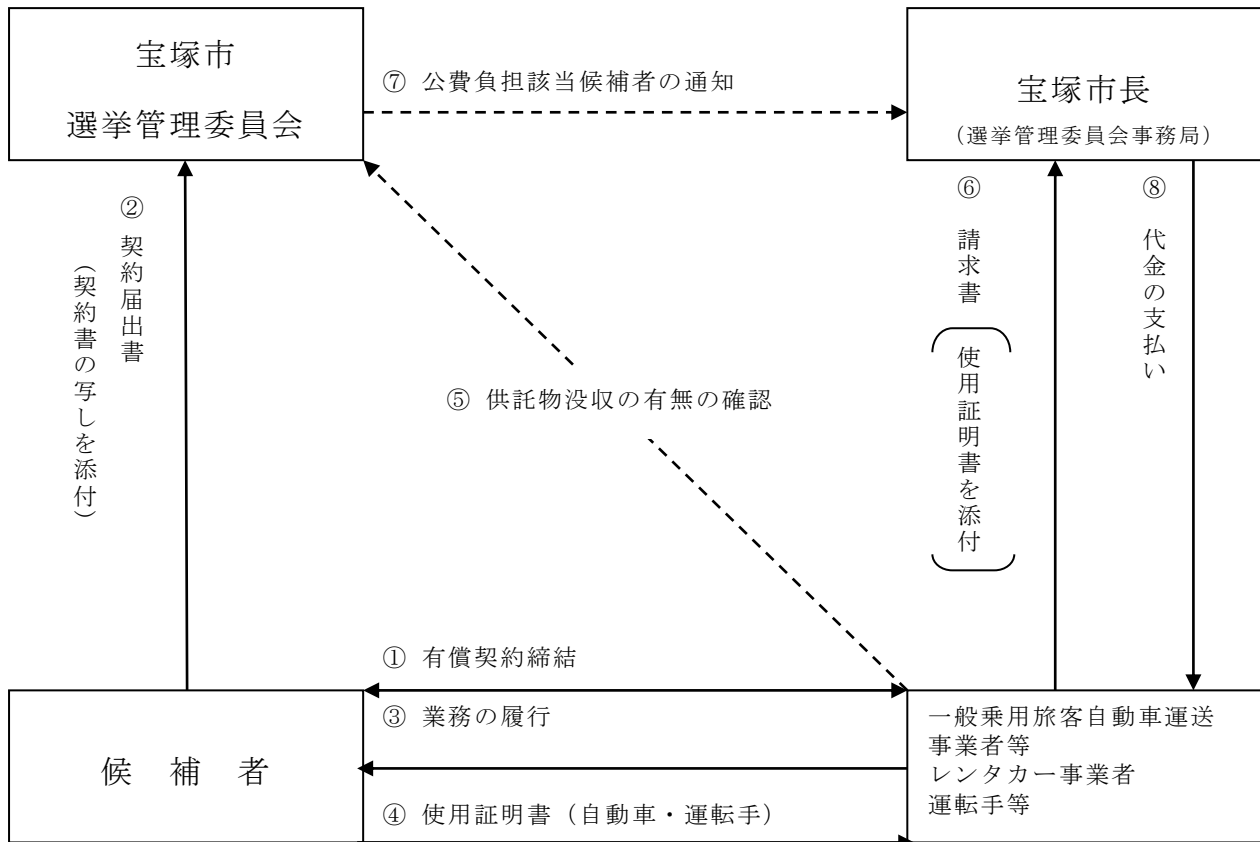
※公費負担額は〔実際の作成単価 又は 上記の単価(1,262円)のうち少ない金額〕×〔実際の作成枚数 又は 上記の枚数(439枚)のうち少ない枚数〕となり、必ず限度額まで支給されるものではないことに注意すること(選挙運動用ビラの公費負担も同様)

3 選挙運動用ビラの作成の公費負担の対象とその限度額

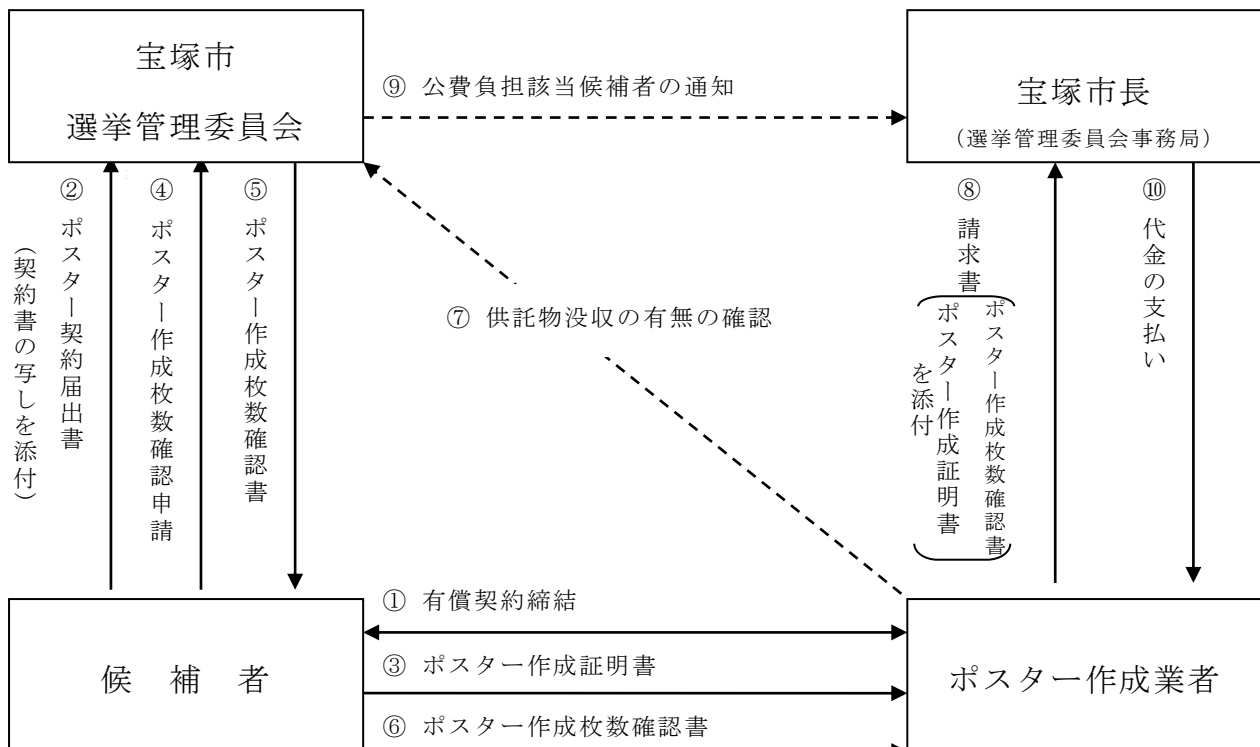
$$7 \text{ 円} 73 \text{ 銭 (1枚当たりの単価)} \times 4,000 \text{ 枚} = \mathbf{30,920 \text{ 円}}$$

第4章 公費負担の手続き図

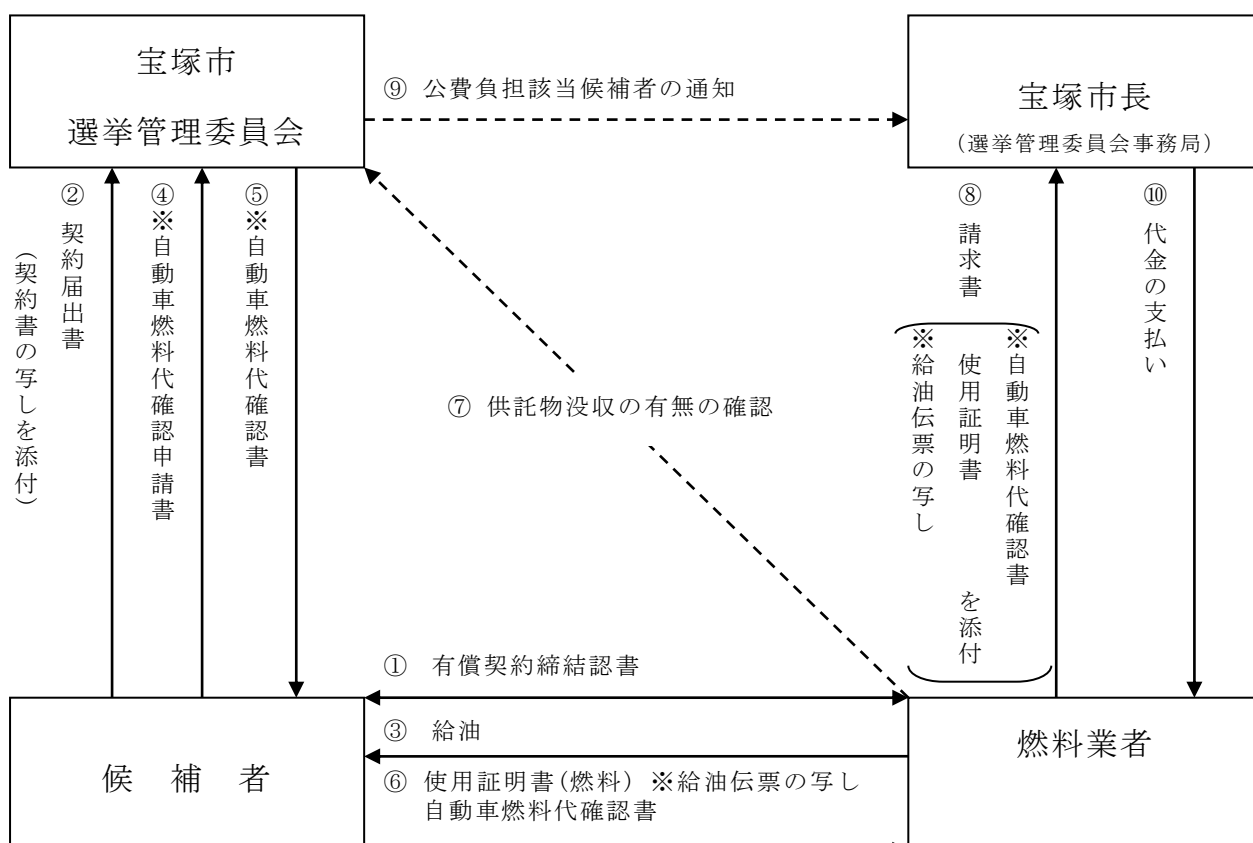
【選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー・レンタカー・運転手）の公営】



【選挙運動用ポスターの作成の公営】

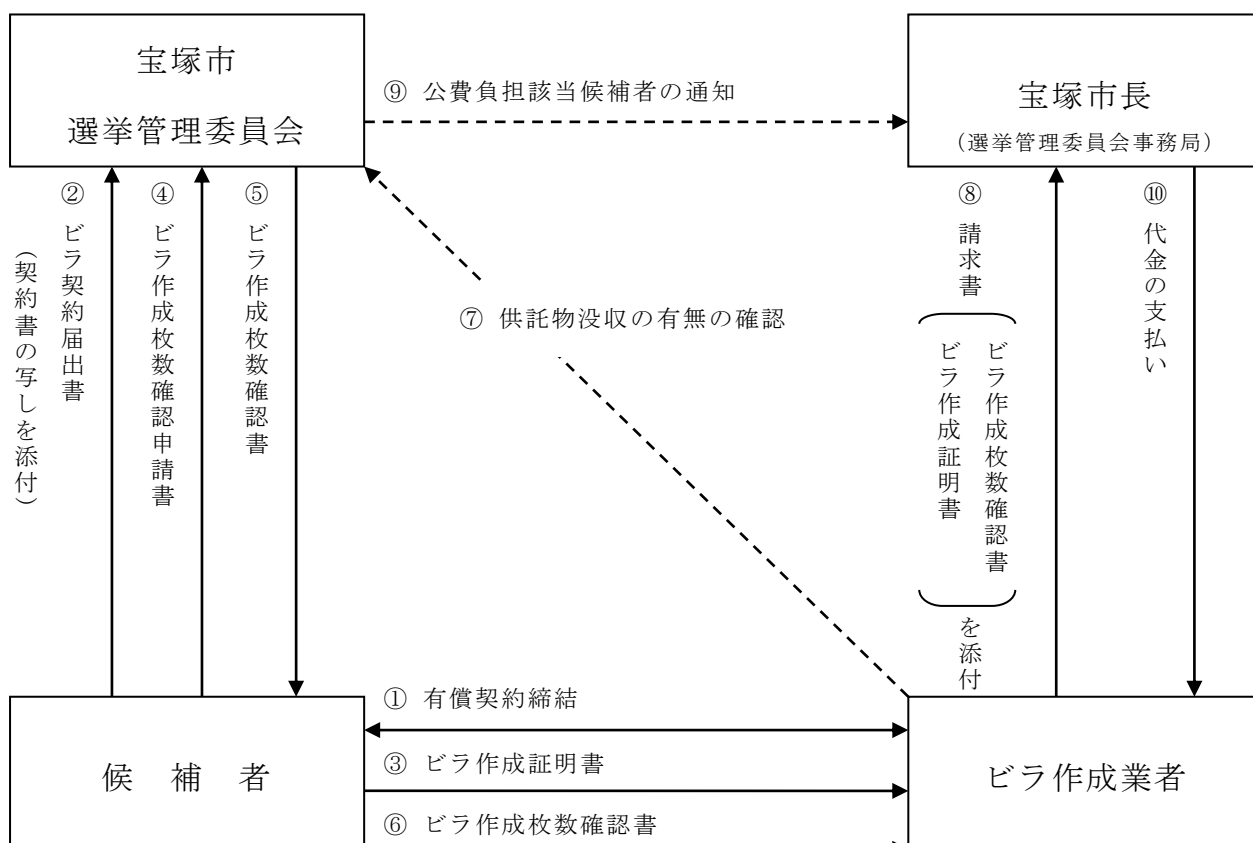


【選挙運動用自動車（燃料）の使用の公営】



(注) 燃料供給者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ、※印の手続きが必要となります

【選挙運動用ビラの作成の公営】



第5章 選挙運動用自動車（届出様式・記載例）

1 一般乗用旅客自動車運送業者等との契約の場合

自動車運送契約書

収入印紙

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎（以下「甲」という。）と ㈱ 乙 川 交 通（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動
- 2 車種及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 神戸77あ1234
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和7年4月6日から令和7年4月12日まで 7日間
- 5 契約金額 451,500 円 ただし、1日64,500円×7日間
- 6 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 7 その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年 4 月 4 日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市□□町□番□号
氏 名 甲 野 太 郎 ㊞

乙 一般乗用旅客自動車運送事業者
住 所 宝塚市○○町○番○号
名 称 ㈱ 乙 川 交 通 ㊞
代表者 代表取締役社長 乙 川 次 郎㊞

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会

委員長 松田 真 宛て

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
R7・4・4	㈱乙川交通 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 乙 川 次 郎	令和7年 4・6 ～ 4・12	451,500円	
・		・ ～ ・	円	
・		・ ～ ・	円	

(注) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合以外〔裏面〕

2 1に掲げる場合以外の場合（前記1の場合は記載不要）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 の 借 入 れ	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
運 転 手 の 雇 用	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
燃 料 代	・ ・			1 ㊦当たり 円	
	・ ・			1 ㊦当たり 円	
	・ ・			1 ㊦当たり 円	

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れの期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年4月14日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

運送等契約区分（該当する番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）との運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 乙 川 交 通 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 乙 川 次 郎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
小型乗用自動車 神戸77あ1234	令和7年 4・6～4・12	451,500円	1日につき 64,500円
	・ ～ ・	円	1日につき 円
	・ ～ ・	円	1日につき 円
	・ ～ ・	円	1日につき 円

（注） 裏面の備考をよくお読みください。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごと別々に作成し、請求書の用紙とともに候補者から運送事業者等にお渡しください。
- 2 運送事業者等が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、宝塚市に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 次のものについては、宝塚市に支払を請求することができません。
(1) 5の場合で候補者の指定した契約以外の契約
(2) 6の場合で候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車
(3) 候補者が選挙管理委員会に提出した「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に記載のない契約

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用・自動車)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) 株式会社 乙川交通

(代表者氏名) 代表取締役社長

乙川次郎

- 1 請求金額 451,500 円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙
- 4 候補者氏名 甲野太郎
- 5 支払先口座
及び連絡先

同一人物を記入
してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1234567
ふりがな	おつかわこうつう		
口座名義	株式会社 乙川交通		
事務担当者名 逆瀬川花子		電話番号 (0797) 11 - 0123	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名 乙川次郎	電話番号 (0797) 11 - 0123
----------------	--------------------------

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに
選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはで
きません。
 - 3 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご
照会ください。

請 求 内 訳 書

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)		請求金額	備 考
		タクシー・ハイヤーの場合	その他の場合		
R7・4・6	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・7	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・8	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・9	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・10	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・11	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
R7・4・12	64,500 円	64,500円	16,100円	64,500 円	
合 計				451,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

2 一般乗用旅客自動車運送業者以外との契約による場合

自動車賃貸借契約書

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎 (以下「甲」という。)と (株) 兵 庫 自 動 車 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動
- 2 車種及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 神戸77あ1234
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和7年4月6日から令和7年4月12日まで 7日間
- 5 契約金額 112,700 円 ただし、1日16,100円×7日間
- 6 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 7 その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年4月1日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市□□町□番□号
氏 名 甲 野 太 郎 ⑩

乙 住 所 宝塚市○○町○番○号
名 称 (株) 兵 庫 自 動 車 ⑩
代表者 代表取締役社長 兵 庫 太 郎⑩

自動車燃料供給契約書

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎（以下「甲」という。）と ㈱ 兵 庫 石 油（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和7年4月6日から令和7年4月12日まで 7 日間
- 2 供給方法 宝塚市〇〇町〇番〇号 ㈱兵庫石油のガソリンスタンドで給油
- 3 契約金額 1リットル当たり単価 170 円（消費税相当額を含む。）とし、供給する期間中の選挙運動用自動車への燃料の1回ごとの供給量に単価を乗じた額の合計額とする。
- 4 供給を受ける車両の登録番号又は車両番号 小型乗用自動車 神戸77あ1234
- 5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 6 その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年4月1日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
氏 名 甲 野 太 郎 ㊟

乙 燃料供給業者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
名 称 ㈱ 兵 庫 石 油 ㊟
代表者 代表取締役社長 兵 庫 次 郎㊟

自動車運転契約書

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎（以下「甲」という。）と 宝 塚 三 郎（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 雇用する期間 令和7年4月6日から令和7年4月12日まで 7日間
- 2 契約金額 87,500円 ただし、1日につき12,500円
- 3 運転する車両の登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 神戸77あ1234
- 4 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 5 その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年4月1日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市□□町□番□号
氏 名 甲 野 太 郎 ㊟

乙 住 所 宝塚市○○町○番○号
氏 名 宝 塚 三 郎 ㊟

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会

委員長 松田 真 宛て

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
・ ・		・ ～ ・	円	
・ ・		・ ～ ・	円	
・ ・		・ ～ ・	円	

(注) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合以外〔裏面〕

2 1に掲げる場合以外の場合（前記1の場合は記載不要）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 の 借 入 れ	R7・4・1	㈱兵庫自動車 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 兵庫太郎	4・6～4・12	112,700 円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
運 転 手 の 雇 用	R7・4・1	宝 塚 三 郎 宝塚市〇〇町〇番〇号	4・6～4・12	87,500 円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
	・ ・		・ ～ ・	円	
燃 料 代	R7・4・1	㈱兵庫石油 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 兵庫次郎	小型乗用自動車 神戸77あ1234	1 ㍲あたり 170円	
	・ ・			1 ㍲あたり 円	
	・ ・			1 ㍲あたり 円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れの期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年4月13日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会
委員長 松田 真 宛て

- 1 契約年月日 令和7年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
㈱兵庫石油 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 兵庫次郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 神戸77あ1234
- 4 確認申請金額 21,109 円（下の表の◎印の欄の金額）

区 分	購入金額（※1）	左のうち確認済又は確認申請金額（※2）
前回までの累計金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	21,109 円	◎ 21,109 円
燃料代計 (a)+(b)	21,109 円	21,109 円
備 考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から宝塚市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 (a)「前回までの累計金額」の欄は、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 ※1「購入金額」の欄は公費負担である与否とを問わず全ての燃料代について、※2の欄はそのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した金額について記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年4月13日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

運送等契約区分（該当する番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	㈱ 兵 庫 自 動 車 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 兵 庫 太 郎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
小型乗用自動車 神戸77あ1234	令和7年 4・6～4・12	112,700円	1日につき 16,100円
	・ ～ ・	円	1日につき 円
	・ ～ ・	円	1日につき 円
	・ ～ ・	円	1日につき 円

（注） 裏面の備考をよくお読みください。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごと別々に作成し、「請求書」の用紙とともに候補者から運送事業者等にお渡しください。
- 2 運送事業者等が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、宝塚市に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 次のものについては、宝塚市に支払を請求することができません。
(1) 5の場合で候補者の指定した契約以外の契約
(2) 6の場合で候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車
(3) 候補者が選挙管理委員会に提出した選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載のない契約

選挙運動用自動車使用証明書 (燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和5年4月13日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		(株) 兵 庫 石 油 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 兵 庫 次 郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	1リットル当たり 170円 (消費税相当 額を含む。)
R7・ 4 ・ 6	小型乗用車 神戸77あ1234	40.3リットル	6,851円	
R7・ 4 ・ 7		30.0リットル	5,100円	
R7・ 4 ・ 8		20.7リットル	3,519円	
R7・ 4 ・ 9		15.7リットル	2,669円	
R7・ 4 ・ 10		10.0リットル	1,700円	
R7・ 4 ・ 11		20.0リットル	3,400円	
R7・ 4 ・ 12		40.7リットル	6,919円	
合 計		177.4リットル	30,158円	

(注) 裏面の備考をよくお読みください。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者にお渡しください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごと（同じ日に複数回供給を受けた場合は、1回の供給ごと）に記載してください。
- 4 燃料供給業者が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、宝塚市に支払を請求することができません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 4 月 1 3 日

令和 7 年 4 月 1 3 日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

運転手の氏名及び住所	宝 塚 三 郎 宝塚市〇〇町〇番〇号	
雇用年月日	報 酬 の 額	備 考
R7・ 4 ・ 6 ～ R7・ 4 ・ 12	8 7, 5 0 0 円	1 日 当 たり 1 2, 5 0 0 円
・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・ ～ ・ ・	円	

(注) 裏面の備考をよくお読みください。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、「請求書」とともに候補者から運転手にお渡しください。
- 2 運転手が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、宝塚市に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、宝塚市に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用・自動車)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) ㈱ 兵庫自動車

(代表者氏名) 代表取締役社長

兵庫太郎

- 1 請求金額 112,700 円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠
- 4 候補者氏名 甲野太郎
- 5 支払先口座
及び連絡先

同一人物を記入
してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	ひょうごじどうしゃ		
口座名義	㈱ 兵庫自動車		
事務担当者名 逆瀬川花子		電話番号 (0797) 11 - 0124	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名 兵庫太郎	電話番号 (0797) 11 - 0124
----------------	--------------------------

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに
選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはで
きません。
 - 3 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご
照会ください。

請 求 内 訳 書

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)		請求金額	備 考
		タクシー・ハイヤーの場合	その他の場合		
R7・4・6	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・7	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・8	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・9	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・10	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・11	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
R7・4・12	16,100 円	64,500円	16,100円	16,100 円	
合 計				112,700 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用・燃料)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) ㈱ 兵庫 石油

(代表者氏名) 代表取締役社長 兵庫次郎

- 1 請求金額 21,109 円
2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選
4 候補者氏名 伊野太郎
5 支払先口座
及び連絡先

同一人物を記入
してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	ひょうごせきゆ		
口座名義	㈱ 兵庫 石油		
事務担当者名		電話番号	
逆瀬川 花子		(0 7 9 7) 1 1 - 0 1 2 5	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名	電話番号
兵庫次郎	(0 7 9 7) 1 1 - 0 1 2 5

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。

請 求 内 訳 書

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
R7・4・6	小型乗用自動車 神戸77あ1234	170 円 × 40.3 リットル = 6,851 円			
R7・4・7		170 円 × 30.0 リットル = 5,100 円			
R7・4・8		170 円 × 20.7 リットル = 3,519 円			
R7・4・9		170 円 × 15.7 リットル = 2,669 円			
R7・4・10		170 円 × 10.0 リットル = 1,700 円			
R7・4・11		170 円 × 20.0 リットル = 3,400 円			
R7・4・12		170 円 × 40.7 リットル = 6,919 円			
合 計		30,158 円	53,900 円	30,158 円	

- 備考 1 「販売金額」欄には、契約単価に燃料供給量を乗じて算出した金額を記載してください。
- 2 「基準限度額合計」欄には、確認書に記載された金額の合計を記載してください。
- 3 「請求金額」欄には、（ア）の合計欄又は（イ）の合計欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 5 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「ア」欄は、燃料の供給を受けた日ごと（同じ日に複数回供給を受けた場合は、1回の供給ごと）に記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用・運転手)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) 宝塚三郎

(代表者氏名)

- 1 請求金額 87,500 円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠
- 4 候補者氏名 伊野太郎
- 5 支払先口座
及び連絡先

同一人物を記入
してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	たからづか さぶろう		
口座名義	宝塚三郎		
事務担当者名 逆瀬川花子		電話番号 (0797) 11 - 0126	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名 宝塚三郎	電話番号 (0797) 11 - 0126
----------------	--------------------------

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはできません。
 - 3 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。

請 求 内 訳 書

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
R7・4・6	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・7	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・8	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・9	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・10	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・11	12,500円	12,500円	12,500円	
R7・4・12	12,500円	12,500円	12,500円	
合 計			87,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

第6章 選挙運動用ポスター（届出様式・記載例）

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎（以下「甲」という。）と 宝 塚 印 刷 ㈱（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 作成枚数 500 枚
- 3 契約金額 550,000 円 （1枚当たり単価1,100円）
- 4 納入期限 令和7年4月3日
- 5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 6 その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年3月1日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 ポスター作成業者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
名 称 宝 塚 印 刷 ㈱ 印
代表者 代表取締役社長 宝 塚 次 郎 印

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスター作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会
委員長 松田 真 宛て

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R7・ 3 ・ 1	宝塚印刷㈱ 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝塚次郎	500枚	550,000円	
・		枚	円	
・		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年4月13日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会
委員長 松田 真 宛て

- 1 契約年月日 令和7年3月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宝塚印刷㈱ 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝塚次郎

- 3 確認申請枚数 439 枚（下の表の◎印の欄の枚数）

区 分	作成枚数（※1）	左のうち確認済又は確認申請枚数（※2）
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	500 枚	◎ 439 枚
枚数計 (a) + (b)	500 枚	439 枚
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から宝塚市選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 (a)「前回までの累計枚数」の欄は、他のポスター作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。
 - 4 ※1「作成枚数」の欄は公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※2の欄はそのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名	宝 塚 印 刷 株式会社 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝 塚 次 郎
作 成 枚 数	5 0 0 枚
作 成 金 額	5 5 0, 0 0 0 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	4 3 9 箇所

備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、「請求書」とともに候補者からポスター作成業者にお渡しください。

2 ポスター作成業者が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宝塚市に支払を請求することができません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区のポスター掲示場の数（439箇所）×1枚

(2) 限度額

316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数 (1円未満切り上げ)

×確認された作成枚数

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) 宝塚印刷(株)

(代表者氏名) 代表取締役社長 宝塚次郎

- 1 請求金額 482,900 円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠
- 4 候補者氏名 伊野太郎
- 5 支払先口座及び連絡先

同一人物を記入してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	たからづかいんさつ		
口座名義	宝塚印刷(株)		
事務担当者名 逆瀬川花子		電話番号 (0797) 11 - 0127	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名 宝塚次郎	電話番号 (0797) 11 - 0127
----------------	--------------------------

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはできません。
 - 3 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。

請 求 内 訳 書

選挙区におけるポスター掲示場数			439 箇所	備考
印刷 金額	単 価 (a)	枚 数 (b)	金額 (a) × (b) = (c)	
	1, 100円	500枚	550, 000円	
基準 限度額	単 価 (d)	枚 数 (e)	金額 (d) × (e) = (f)	
	1, 262円	439枚	554, 018円	
請 求 金 額	単 価 (g)	枚 数 (h)	金額 (g) × (h) = (i)	
	1, 100円	439枚	482, 900円	

備考 1 ポスター掲示場数の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (d) 欄には次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (1 \text{ 円未満切上げ})$$

3 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第7章 選挙運動用ビラ（届出様式・記載例）

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙

宝塚市議会議員補欠選挙候補者 甲 野 太 郎（以下「甲」という。）と 宝 塚 印 刷 ㈱（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 2 作成枚数 4, 0 0 0 枚
- 3 契約金額 28, 0 0 0 円 （1枚当たり単価 7. 0 円）
- 4 納入期限 令和7年 4 月 3 日
- 5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定に基づき、宝塚市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
乙が宝塚市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
甲が、公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当するに至ったときは、乙は、宝塚市に対し請求を行うことができない。
- 6 そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和7年 3 月 1 日

甲 宝塚市議会議員補欠選挙候補者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 ビラ作成業者
住 所 宝塚市〇〇町〇番〇号
名 称 宝 塚 印 刷 ㈱ 印
代表者 代表取締役社長 宝 塚 次 郎 印

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会

委員長 松田 真 宛て

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R7・ 3 ・ 1	宝塚印刷㈱ 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝塚次郎	4,000 枚	28,000円	
・		枚	円	
・		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年4月13日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

宝塚市選挙管理委員会
委員長 松田 真 宛て

- 1 契約年月日 令和7年 3 月 1 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宝塚印刷㈱ 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝塚次郎

- 3 確認申請枚数 4, 0 0 0 枚（下の表の◎印の欄の枚数）

区 分	作成枚数（※1）	左のうち確認済又は確認申請枚数（※2）
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	4, 0 0 0 枚	◎ 4, 0 0 0 枚
枚数計 (a) + (b)	4, 0 0 0 枚	4, 0 0 0 枚
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から宝塚市選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 (a)「前回までの累計枚数」の欄は、他のビラ作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。
 - 4 ※1「作成枚数」の欄は公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※2の欄はそのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和5年4月6日

令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙

候補者氏名 甲 野 太 郎

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宝 塚 印 刷 株式会社 宝塚市〇〇町〇番〇号 代表取締役社長 宝 塚 次 郎
作 成 枚 数	4, 0 0 0枚
作 成 金 額	2 8, 0 0 0円
備 考	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成者ごとに別々に作成し、「請求書」とともに候補者からビラ作成業者にお渡してください。
- 2 ビラ作成業者が宝塚市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宝塚市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
4, 0 0 0枚
- (2) 限度額
7円73銭(単価)×確認された作成枚数

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年4月15日

宝塚市長 様

住所(所在地) 宝塚市〇〇町〇番〇号

氏名(名称) 宝塚印刷(株)

(代表者氏名) 代表取締役社長 宝塚次郎

- 1 請求金額 28,000 円
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 宝塚市議会議員補欠選挙
- 4 候補者氏名 甲野太郎
- 5 支払先口座
及び連絡先

同一人物を記入
してください。

宝塚 銀行 宝塚 支店		預金種類	口座番号
		普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	1 2 3 4 5 6 7
ふりがな	たからづかいんさつ		
口座名義	宝塚印刷(株)		
事務担当者名 逆瀬川花子		電話番号 (0797) 11 - 0127	

※ 請求印省略時は、下記連絡先も必ずご記入ください。

本件責任者名 宝塚次郎	電話番号 (0797) 11 - 0127
----------------	--------------------------

- 備考
- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、宝塚市に支払を請求することはできません。
 - 3 請求手続等で不明な点などがありましたら、宝塚市選挙管理委員会までご照会ください。

請 求 内 訳 書

印刷 金額	単 価 (a)	枚 数 (b)	金額 (a) × (b) = (c)	備 考
	7. 0円	4, 000枚	28, 000円	
基準 限度額	単 価 (d)	枚 数 (e)	金額 (d) × (e) = (f)	
	7. 73円	4, 000枚	30, 920円	
請求 金額	単 価 (g)	枚 数 (h)	金額 (g) × (h) = (i)	
	7. 0円	4, 000枚	28, 000円	

- 備考 1 (d) 欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。